

神護寺蔵『源頼朝像』と『足利尊氏像』

『足利直義像』について

——供養から寺宝へ——

藤本 孝一

はじめに

中世肖像画の多くは、供養から寺宝（文化財）へと変化することにより伝えられてきた。その代表として、神護寺蔵の国宝『源頼朝像』『平重盛像』『藤原光能像』を取り上げる。

寿像文書名を「願文」と記載されている。後述するが、『東山御文庫記録』の目録には「足利直義施入記文」や「高尾神護寺領事直義 寄進状」とある。形式的には、施入状や寄進状であるが、内容を主とし、多く使用されている「願文」を用いる。

この名称指定の最大の問題点は、神護寺蔵『神護寺略記』（以下『略記』と記す）に記載する頼朝像等を仙洞院に祀つていた記事と願文の直義等寿像が、国宝の三幅に当たるか否かである。三尊像に画賛がないため名称の確定はできない。が、現在遺されている史料を再検討する次第である。さらに、『略記』に似絵の祖の藤原隆信が頼朝像等を一笔で描写したとする記載も検討したい。

前提として、なぜ寺院に中世肖像画が伝存しているの

か、なぜ願文は東山御文庫にしか遺こつていなかつたのか、また、どのような技法で描かれているかを、併せて論じていく。

一、中世肖像画の目的

かつて、藤原俊成・定家を家祖とする冷泉家の布美子奥様からお聞きした話である。祖先の供養をする時、当主は墓に行かない。家司・執事等を遣いに出す。そのため、真如堂の墓は周りから浸食されても気付かずに、だんだん地所が狭くなつていく、と話された。神道を基本とする貴族の立場から仏事は穢れとなり、宮中へ出仕することができなかつたからである。穢れを除く思想の神道にとって、菩提を弔う供養行為は排除された。それを担つたのが仏教であつた。

中世神道の概略を述べれば、供養や文字による宗教表現が希薄であつた。そのために、仏教思想の上に論理化する結果、大日如来の化身が天照大神とする本地垂迹説が出現した。しかし、神道にとつて仏教の傘下に甘んじることは忸怩たるものがあつた。神道が仏教徒から分離できたのが

明治の神仏分離令であつた。神道と仏教とが融合しながら、神道は宗教として独立を模索したがために、さらに、穢れ思想を強くしていった。

朝廷は伊勢神道を背景としているために、穢れると宮仕えができなかつた。また、菩提を弔うために寺院で用いる肖像画も穢れとなり、家に所蔵するものではなかつた。絵師にその姿を語り、粉本から似たものを選び、束帶や法体等の装束と組み合わせて画像を作らせ、寺院へ肖像画を寄進して供養させるのが目的である。現代でも、遺影作成の際、顔と衣装を合成するのと同じ意識である。

寝殿造では仏間の間取りはない。邸内で仏事をする場合は、離れた場所に仏堂を独立して造つた。仏間ができるのは、室町時代ごろに浄土系から生まれたといふ。

一般的に先祖の肖像画（御影）を描かせ、家で所蔵するようになつたのはいつごろからであろうか。中世から続いている家柄で、肖像画を伝存する家自体そつ多くはないが、数例を提示してみる。

1、近衛家（陽明文庫蔵）

近衛家の文庫である陽明文庫には古い肖像画はないとの

ことである。陽明文庫にある家熙像は、三寺知恩寺蔵の重要文化財『近衛家熙像』を模写したものである。同寺の像是、家熙の娘が入寺して、父の供養のために制作された。

2、冷泉家

冷泉家の御影の確実な制作は、為久（一六八六～一七四一）が開祖『為相図』に贊をしたものが古い。家祖の像を作つたのも為久の時代からである。御影作成は、『冷泉家の至宝展』の図録『為秀図』⁽²⁾に、

十五代為村は、一代為秀より十四代為久までの歴代を土佐光芳と高槻重起に描かせて、二段の簾笥（御影簾笥）に収めた。そのほんどは寛延元年（一七四八）と二年に描かれており、五代為富が延享二年（一七四六）に描かれている。

と解説し、本格的に為村から家祖の御影制作が始まつたといふ。

また、冷泉家には、家祖の俊成・定家・為家の御影三幅が「開見すべからず」と伝承する箱に納められている。しかし、為久が開いてしまつたと子息の為村が箱書している⁽³⁾。

①俊成像

紙本で似絵の墨書きである。鎌倉時代。上部の色紙型に

直に「はる霞たちにけらしなおしを山小松がはらのうすみどりなる」「沢におふる若菜ならねといたづらにとしをつむにも袖はぬれけり」の俊成歌を墨書きしている。

②定家像

紙本着色。南北朝時代。上部に直に「あまのはらおもへばかける色もなし秋こそ月のひかりなりけれ」の定家歌を墨書きしている。

③為家像

紙本着色。南北朝時代。上部に直に「よしさらばちるまでは見じ山ざくら花のさかりをおもかげにして」の為家歌を墨書きしている。

この三幅の記録は、江戸時代以前には見出せない。

④定家像⁽⁴⁾

絹本着色。鎌倉時代。この像は、靈元天皇が崩御された際に冷泉家に下賜された。関係文書によると、永正三年（一五〇六）に冷泉為広のもとに南都の学僧が画像を持参して、定家像かどうかの鑑定を為広に依頼した。為広は定家像であると認定した際、新たに定家の歌「あけばまた」を書いて画像⁽⁵⁾に貼りつけたとある。本来は寺院の伝来であった。この像は数奇な運命をたどつた。記

録に表れるのは、京都の商人打它十右衛門から靈元天皇へ献上された⁽⁶⁾。それ以来、天皇は毎年八月二十日の定家薨去の日に、この像を掲げて、黄門影供を行つた。享保十七年（一七三二）に崩御直後、この像は盜難に遭い、女官の実家の洛北一乗村から見出され、宮中にもどされた。だが、一度盜難にあつたため、定家の子孫の冷泉家に下賜された。家祖であつても鎌倉時代から襲藏されてはいなかつた。

3、細川幽斎像・夫人光寿院像（永青文庫蔵）⁽⁷⁾

もと熊本藩城主細川家の菩提寺の泰勝寺に所蔵されていたが、明治初年の廃仏毀釈により廃寺になつたために、同家に収納された。

4、池田家の肖像画

池田藩主池田家の肖像画を研究されている浅利尚民氏⁽⁸⁾によると、

第三代藩主池田型政（一七〇二～七六）の積極的な関与によつて制作されたものが多く、現存する肖像画全体の約半数にも上る。

近年、繼政による祖先顕彰活動は、肖像画や系図の制作以外にも行われていたことがわかつてきた。

以上、家における肖像画の御影を作成したのは、江戸時代中期頃からであり、それにともない肖像画が個人宅で祀られる。それは、仏事よりも儒教の祖先崇拜により作られたためであろう。

米倉氏は、十四世紀の法曹官僚中原家の祖先供養を検討⁽⁹⁾され、

『師守記』における葬送や仏事を克明に迫つた結果、水藤真氏が、遺像が日常祀られるのは三代くらい前まであつたと指摘する事実はきわめて興味深い。

といわれ、まとめで「したがつて現在残されている画像は多くの幸運や、歴史・社会的な条件（影供などのような名前の維持管理システムを存続させるに充分な条件など）に恵まれた結果であるといえる。」と結論付けられた。しかし、「恵まれた結果」よりも伝来してきた必然性があるはずである。中世肖像画の殆どは、古人の供養を行うために寺院に寄進されて伝來した。家では三代位で肖像画が亡くなるという。しかし、摂関家等の藤原鎌足像などを家祖として伝える例もあると考へてゐる。

二、東山御文庫記録

寺院に寄進された寿像や縁者の肖像画は、菩提を供養するためであつた。そのためには、供養料が必要不可欠である。供養料が途絶えると、無縁仏になつてしまふ。そこで、像主は寺院へ莊園を永代供養料として寄進し、寺院の經營基盤となつた。この観点から、東山御文庫記録を検討する。皇室の東山御文庫記録は、京都御所内の東山御文庫に勅封として管理されている。同文庫は、宮内庁侍従職により、所蔵文書全体を四五年かけて曝涼が行われ、その期間に閲覧できる。平成二十四年十一月の曝涼で東京大学史料編纂所末柄豊氏は、神護寺文書等を調査された。末柄氏から形態等をご示教されたものを報告する。江戸時代に後西天皇や靈元天皇により襲藏文書等が整理された。一通毎に文書名を書いた附札の中央部を切り、紐を通して、その紐で巻絞めていた。大正昭和期に、猪熊信夫・黒板勝美氏らがさらに調査され、まとめられた。その際、文書に表紙を附け、表紙見返に薄い紙でポケットを作つて附札を入れ、関連文書をまとめられた。他の文書中に収録されなかつた神護寺

文書もある。

末柄豊氏は東山文庫の文書中から『地下文書』⁽¹⁰⁾『延暦寺文書』⁽¹¹⁾を収録して出版された。末柄豊氏の解説⁽¹²⁾によると、(傍線)は私に付けた。以下同じ)

内容に注目すれば、そのほとんどは、朝廷における訴訟や官位の任叙にかかわつて、延臣や寺社から禁裏に対して提出された申請文書(申状・申文など)とそこの副進文書(応仁・文明の乱以前の文書の案文も少なくない)禁裏から発給された文書(女房奉書・綸旨など)の土代・案文、あるいは儀式の準備や遂行の過程で作成された文書(勘文・散状など)などであり、いずれも禁裏に残されてしかるべき文書であつた。東山御文庫所蔵文書は、全体として禁裏文書というべきものであり、中央の官府に蓄積された文書という性格を持つてゐるのである。

とある。さらに、別な個所の説明⁽¹³⁾で、

『地下文書』を全体としてながめた場合、ほぼすべてが朝廷における訴訟に関連して残された史料であることに気がつくだろう。訴訟とは、朝廷としての判断の表明を要求する行為一般をさすが、特に三問

三答の訴陳を番えた相論にかかる文書の多さは目をひくところである。南北朝時代における朝廷の訴訟制度については、森茂暁をはじめとする研究が蓄積されているものの、室町幕府による訴訟裁断が広範に展開していた室町時代の中後期については、朝廷の訴訟制度に関する検討はほとんどなされていないと言つてよい。もちろん記録類と見合わせていくことが必要であるが、『地下文書』は当該期における朝廷の訴訟制度を解明するうえできわめて重要な史料になるだろう。その際、活字だけでは見過ごされてしまいかねない点として、筆跡から知られる天皇自身の積極的な関与について指摘しておきたい。

と記す。現在は、宮内庁書陵部⁽¹⁴⁾と東京大学史料編纂所で本記録をマイクロフィルムで閲覧⁽¹⁵⁾できる。

神護寺文書の目録に「正親町天皇宸翰」と記されている。正親町天皇は、多くの訴訟文書を書写したり、女房奉書等に宸筆を染めたりした。末柄氏の鑑定によると、この神護寺文書も宸筆とする。奥書によると、元亀二年に文書を写したことになる。マイクロフィルムによる全体の文書を行数どおりに翻刻すると、次の五通である。

〔マイクロフィルム目録〕（「目録」書名、以下同じ）

〔神護寺文書 五通 函号 勅50甲—5 宮内庁書陵部

昭和50・10〕

1 源頼朝寄進状御写 寿永3・4・8

2 後白河法皇院下文御写 元暦3・8・13

3 後醍醐天皇綸旨御写 元弘3・5・13

4 足利直義施入記文御写 康永4・4・28

5 幕府使者申詞并勅答御写 貞治4・4・9

以上5通正親町天皇宸翰（以上、横書）

〔一紙目、源頼朝寄進状御写〕（『平安遺文』四一五〇号

文書所収）

附札

神護寺領事

武家下知状案

寄進 神護寺領事

在丹波国宇都庄壹處者

右件庄者、相伝之所領也、而殊

為興隆仏法 限永代、所寄進

彼寺領也、田畠地利并万雜公事、併以宛伝法料畢、然者更不可

有他妨、仍寄進如件、

寿永三年四月八日

判也

前右兵衛佐源朝臣

(賴朝花押影)

〔二紙目、後白河法皇院序下文御写〕(『平安遺文』四一

七二号文書所收)

院序下文

丹波国吉富庄可為神護寺領事」

院序下 丹波国吉富庄官等

可早以当庄為神護寺領事

右件庄内、於宇都鄉者、依為源氏旧領、前兵衛

佐賴朝朝臣申請、所奉寄彼寺也、至于新庄者、有

別御願、同所被施入也者、以件鄉并庄、可為神護寺

領之狀、所仰如件、庄官等宜承知、勿違失、故下、

元曆元年五月十九日 主典代織部正兼皇后宮大属

大江朝臣判

別當大納言兼皇大夫藤原朝臣判 判官代勘解由次官兼

皇后宮權大進藤原朝臣判

權大納言藤原朝臣判

木工頭平朝臣判

民部卿藤原朝臣判

左衛門權佐藤原朝臣判

權中納言兼左衛門督藤原朝臣判

宮大進藤原朝臣判

仁和寺^{ミヤ}宮可為本所之条、無所見歟、寺僧等同志

參議修理大夫藤原朝臣判

右中弁平朝臣 無判

參議左大弁兼近江權守藤原朝臣判

大藏卿高階朝臣判

右京大夫藤原朝臣判

從三位平朝臣判

左近衛權中將兼加賀權介源朝臣無判

修理左宮城使左中弁兼皇后宮亮藤原朝臣判

造東大寺長官右中弁藤原朝臣判

式部權少輔藤原朝臣判

權右中弁藤原朝臣判

權右中弁藤原朝臣判

〔三紙目、後醍醐天皇綸旨御写〕

(神護寺者)仁和寺宮可為本所条

無所見之綸旨

元弘三八十三 長光

當寺事、如後白河

法皇御手印文者、

仁和寺宮可為本所之条、無所見歟、寺僧等同志

守条々規式之旨、宜致

寺家之興隆者、

天氣如此、仍執進如件、

葉室
二条前中納言長隆之子息長光也

元弘三年八月十三日右兵衛督判

神護寺々僧等中

〔四紙目、足利直義施入記文御写〕

附札
一高尾神護寺忠義

寄進状」

夫高尾山神護寺者、起從 八幡大菩薩之

神願、既為和氣清麻呂之開基爾降、弘仁

往昔 弘法大師始闡密宗、文治曩時文學

上人再興廢跡、可謂神明感應之靈地、仏

法久住之仁祠矣、就中当家特有因累

代專奉歸敬、是以施入阿含經內一軸、為

常住持絰、此經典者權者真蹟之由、或

人口伝之故也、加之、岡征夷將軍井予

影像、以安置之、為結良緣於此場、令知

信心於來葉也、伏冀伽藍不動遙、及龍

華之三会、法水無窮普潤蜻洲之諸州、現當所

願悉皆円成、干時康永乙酉年孟夏二十三日記之、
從三位行左兵衛督兼相模守源朝臣直義(花押影)
于時○龜二年三月四日、以自筆写之畢、
「五紙目、幕府使者申詞并勅答御写」

附札
一高尾神護寺領所の

事」

朱ニテカク也

当御代御執奏

貞治四年閏九月九日

御使

二階堂中務少輔行元

奉行

斎藤々内右衛門入道玄觀

使者申詞

一高尾神護寺申寺領丹波国吉富新庄

内池上大日寺々僧等向背事

一同寺内平等心王院事

兩條於○寺當者、任先規於武家有其沙汰之上者、可被閣 聖斷之由、可申入西園寺家矣、

勅答 コレモ朱ニテカク

神護寺申平等心王院并丹波国吉富

新庄内池上大日寺事、可被閣 聖断之由、

被聞食之旨、可仰武家矣、

以上が東山御文庫記録中の神護寺文書の全体である。「御写」と目録に記す正親町天皇宸翰である。

この一連の文書を末柄氏とともに調査された藤原重雄氏は、「京都御所東山御文庫収録蔵「神護寺文書」短報」⁽¹⁶⁾として全文書を翻刻された。発表に当たり、藤原氏の翻刻を参考させていた。氏によると、

重書といえる神護寺の文書が、どのような理由で禁裏にもたらされ、正親町天皇によって書写されたか、消息を伝える史料に気づかない。丹波国吉富荘内にある池上院の本末相論が具体的な問題となつてゐるが、五通すべてがまとまりとしての一つの意味を成していたか、慎重に判断せざるを得ない。禁裏にもたらされた文書がこの五通（ないし六通）に限られなかつた可能性も考慮される。例えば奉加や勧進帳・扁額などの執筆依頼であれば、寺の由緒を語る重要な古文書が、あまり内容的な脈絡もなく添えられることは充分に考えられ、同じことはこの時期

の訴訟に際してもありうるだろう。四は直義による神護寺への帰依を示すものであつても、特定の所領の寄進・安堵などが記されておらず、訴訟の直接的な証拠文書として提出された可能性は相対的に低く、この時点の偽作とは考えにくい。

と論じられた。氏は「訴訟の直接的な証拠として提出された可能性は相対的に低く、この時点の偽作とは考えにくい」とされた。「奉加帳。勧進帳。扁額」の依頼かもしれないとするが、最大の外護者である天皇への依頼ならば、必ず神護寺に宸筆や関係文書が残つているはずである。が、その痕跡を見出すことができない。見出せないのは、むしろ願文が訴訟関係文書である証拠ではなかろうか。前述の末柄氏が記すように「いづれも禁裏に残されてしかるべき文書であつた」とし、寺院のための奉加等は朝廷には残されなかつたと思われる。また、『地下水書』でも訴訟関係が残され、さらに、この時代の「朝廷の訴訟制度に關係する検討はほとんどなされていない」といつてもよい。とも述べられている。

次に、「紙目、後白河法皇院序下文御写」と「四紙目、足利直義施入記文御写」（願文）が共に「于時元龜二年三

月四日、以自筆写之畢」と記されているのは、一連の訴訟文書として天皇は認識していた記載であろう。後述するが、願文も訴訟文書の関連史料と考えて、神護寺が朝廷に提出したと思われる。

全文書が「筆から、「自筆」は天皇自筆の意味ではなく、朝廷に提出された訴訟文書を書写した際、写しでなく原本が提出されたことを意味しているという。四紙目の願文も「自筆」とあり、原本が朝廷に出された。が、二紙目の文書は寺に現存するが、四紙目の願文は寺に遺されていない。その理由は奈辺にあろうか。次に、各文書を検討する。

三、神護寺領吉富荘池上院相論

1、寿永三年（一一八四、改元して元暦元年）四月八日
附『源頼朝寄進状御写』

この文書は、神護寺に現存している。頼朝が丹波国船井郡宇部荘を寄進した内容である。宇部荘は後に吉富荘に含まれる。『国史大辞典』⁽¹⁷⁾に「吉富荘」の項目が立てられている。仲村研氏が解説され、

丹波国桑田郡・船井郡の荘園。現在の京都府亀岡市・北桑田郡京北町・船井郡八木町にまたがる地域。

平治の乱後、後白河院の寵臣藤原成範が宇津郷に神吉・矢代・熊田・志摩・刑部の郷々を加えて後白河院御願法華堂に寄進し、吉富荘と称した。治承・寿永の乱後の元暦元年（一一八四）四月に源頼朝が宇津郷を寄進し、同年五月に後白河院は宇津郷以外の諸郷を、文覚の神護寺再興のために施入した。宇津郷を吉富本荘、宇津郷以外の諸郷を吉富新荘といい、神護寺根本六荘に数えられている。建長二年（一二五〇）から応永十九年（一四二二）まで主殿領小野細川と薪炭搬送路をめぐつて堺相論が続いている。承安四年（一一七四）の「吉富荘絵図写」には、荘中心部に箱前社・厳島社や、大堰（おおい）川の水車、屋賀の国衙建築物が描かれ、藤原成親の御願法華堂への寄進の際作成された原図の雰囲気を残している。建武三年（一二三三）吉富荘は足利尊氏から神護寺領として安堵され、南北朝時代以降、室町幕府は丹波国守護を介して寺領を保護しているが、現実には守護代内藤氏などに支配され、戦国時代末期には宇津郷

の在地領主宇津氏の活動が著しい。

と詳述する。「宇都郷」とあるが「宇都莊」と同じ個所を指す。

2、元暦元年（一一八四）八月十三日附『後白河法皇院

府下文御写』。

この文書は、神護寺に現存している。頼朝が寄進した吉富莊の安堵と共に吉富新莊を院が寄進した院府下文である。

3、元弘二年（一三三三）五月十三日附『後醍醐天皇綸

旨御写』。

この文書は、神護寺に現存していない。神護寺蔵『文覺四十五箇条起請文（後白河天皇宸翰御手印御跋）』一巻（国宝）を、後醍醐天皇が、寺の興隆のために寺僧らに起請文を再確認させたものである。

4、康永四年（一三四五）四月二十八日附『足利直義施入記文御写』（願文）。次章で詳述する。

5、貞治四年（一三六五）四月九日附『幕府使者申詞并勅答御写』。

この文書は、神護寺に現存していない。内容は、莊内の大日寺僧侶らの違背と、平等心院のことである。朝廷

に申請して天皇の聖断があつたことを記録した文書である。この文書も吉富莊文書である。

さらに、他の文書箱「勅封四六一二九糺教文書」の中

に、
一 高尾神護寺

寺領之事

コレモ朱也、

觀応元年十月十三日御執奏、

御使

二階堂參河入道

奉行

治部兵衛大夫入道

遣者申詞

御室雜掌申高尾神護寺事、次同寺領

丹波國吉富莊内池上寺々奏僧等違背本寺、

号山門末寺擬椋給院宣事、兩條可被

閣御沙汰歟之由、可申入之矣、

とある神護寺文書を末柄氏が見つけられた。また、3と5の間に、虫穴の共通性があるという。これから、吉富莊内の池上院僧侶らの違背文書が三通伝えられていることが分

かる。

前述のとおり、元亀年間に神護寺が朝廷へこのようない文書群を提出したのは、それまで相論が度々おこつたからである。相論を詳述された上島亨氏⁽¹⁸⁾の論によると、寺領吉富荘に守護人等の妨害と荘内の神護寺末寺池上院の比叡山末寺化があつたためで、そこで、寺が朝廷へ提訴した証拠書類を、正親町天皇が書写をしたのが『東山御文庫記録神護寺文書』である。ただし、御文庫を調査されている末柄氏は、提出された文書全部を写しているか、天皇が正確に写しているかは不明である、と指摘する。また、この六通以外にも関連文書が提出されたと思われる。

次に、なぜ肖像画の願文と訴訟が結び付くのであろうか。

四、莊園と肖像画——訴訟文書——

康永四年（一三四五）四月二十八日附『足利直義施入記文御写』。この願文は、神護寺に現存していない。この文書が訴訟とつながるのは、この一年少し前に直義より、

吉富荘を安堵した御教書が神護寺に遺されているからで、その文書は、『神護寺文書』二〇三号文書『足利直義御教書』⁽¹⁹⁾で、

神護寺領丹波国吉富庄内志方郷井神吉上村等事

右安養院法印尊仲、当郷等、称相伝領掌、同國御家人雀部新左衛門入道、致濫妨之由、及直訴、為飯尾條理進入道宏昭奉行、成問状畢、而当寺領一具沙汰、先立信重奉行之間、所令与奪也、爰如寺家雜堂尊隆状者、件両所、往昔以来、為寺領知行、于今無子細之處、安養院法印雜掌覺信、構無窮謀計、申付奉書於地下輩、致乱入狼籍之上者、不日被召返彼奉書、可被停止濫妨云々、就之召決両方於引付座之刻、文覺上人弟子淨覺上人時、先師覺嚴法眼有忠、可子孫相伝之旨、被成宛文、五代知行、無違乱之由、覺信雖申之、於吉富庄者、領家職、後白河法皇御寄附、地頭職者、閔東右幕下寄進之上、一円為承久沒收之地、重閔東寄進之条、嘉祿元年六月日下文分明也、隨而就寺領、有触申子細者、可有尋成敗之旨、天福二年十月廿九日、被成同御教書畢、尊仲法印、被放當寺寺僧、成寺家敵對、号有当寺管領淨覺上人宛文、争可掠領寺領哉之旨、尊隆所申、

旁以有其謂歟者、停止尊仲法印濫妨、寺家領掌、不可
有相違、次濫妨咎事、可被付寺社修理也、仍下知如件、

貞和元年十月廿九日 左兵衛督（直義花押）

寺僧中

康永二年十月廿二日

左兵衛督源朝臣（直義花押）

とある。吉富荘は、「領家職、後白河法皇御寄附、地頭職者、関東右幕下寄進之上」とある文言が端的に荘園の職権を示している。吉富荘領家職を後白河院が、地頭職を頼朝が寄進したことを明記し、荘園一円化された完全な寺領であることを証明する。承久の乱で没収にあつたが、幕府が再度寄進したとある。その後、尊仲法印が吉富荘の内志万郷井神吉上村等に乱入狼藉を行つたが、願文の前に再度直義が安堵した。その延長線上に直義の寿像等の寄進がある。

寺領の安堵や寿像の寄進については、他にも例がある。願文の二年後、黒田日出男氏⁽²⁰⁾も紹介されているように、直義は母の上杉清子の菩提を弔うために、遺骨を高野山金剛三昧院大日堂の本尊の体内に分骨して納めた。それと並行して、供養料として、大日堂に河内国岸和田荘を寄進している。この文書は、『大日本史料』⁽²¹⁾所収の「高野山文書」金剛三昧院一によると、

願文の次の年も、同寺への直義御教書が発給される
る。その文書は、『神護寺文書』一二〇四号文書『足利直義
御教書』で、

寄進 高野山金剛三昧院内大日堂

河内国岸和田荘事

高雄榊護寺領丹波国吉富本新両庄事、守護人、寄縛於
左右、或宛課臨時公事、或譴責細々所役云々、甚以不
可然、於向後者、固可停止之、若達犯者、為处罚科、
可令注申子細之状、如件、

右彼堂并本尊者、曩祖入道左典廐分經始之道場、造立
之尊儀也、因縁不淺、崇敬甚深、肆分先妣贈二品菩薩
戒尼遺骨、奉納本尊御身、斯乃為種不朽之善根、湛無

尽之法水也、是以寄進一庄、奉施三宝、伏冀惠日高懸、

及慈氏出生之期、濟度不限、利益無邊、敬白、

照幽靈證果之覺路、法輪常轉、及大師出定之時機、凡

貞和二年六月廿三日

厥余薰周遍三界、因奉寄之狀如件、

〈直義〉

徒三位行左兵衛督兼相模守源朝臣直義在御判

とある。さらに、高師直の施行状を発給して、

河内国岸和田庄事、任御寄進狀之旨、可被沙汰付高野山金剛三昧院雜掌之狀、依仰執達如件、

貞和二年卯月廿三日 武藏守在判

陸奥守殿

と、安堵させてている。この二ヶ月後、さらに直義は同院に釈迦三尊像等を寄進する。母の供養のためであろう。『日本史料』第六篇之九、九五九頁に「直義、高野山金剛三昧二釈迦三尊像等ヲ寄進ス」と項目をたてて収録している。『足利直義寄進狀』（『高野山文書』）の全文は、

東山御文庫の神護寺文書は訴訟文書であり、寺院経営のためであつた。例えば、聖武天皇が東大寺の創建と共に膨大な荘園が寄進され、荘園をもとに寺院経営が行われた。個人も、供養対象となる肖像画と共に永代供養料として荘園を寄進した。

高野山者、天下第之名山、象外無双之靈巒也、大師入德有隣、仍釈迦三尊像、以十六羅漢為脇士、所施入于忽起願府、草創金剛三昧院、永植善根、帰敬不淺、功德有隣、然則法雲遍覆、諸常在不滅之理、惠日高懸、當院也、

願文を朝廷に提出したのは、尊氏・直義が神護寺の外護者であると共に、寄進荘園の安堵を証明する文書であった。

この寄進状と同じく、願文は直義が神護寺に「阿含經内一軸」と尊氏・直義寿像を寄進した折の文書である。しかも、願文の制作の康永四年は、十月二十一日に改元になり、貞和元年となる。この寄進状は願文の翌年の文書である。直義の官位も花押も同じに書かれている。目的も同じで制作年次も近い同一人物の文書であれば、ほぼ同じような形式で書かれる。が、相違する点がある。年号記載である。願文は年数がなく干支で記載されている。次章で検討する。

このような視点から東山御文庫記録の文書を再度検討すると、(1)源頼朝寄進状と(2)後白河法皇院下文は現存している。また、頼朝像もある。(3)後醍醐天皇綸旨□足利直義施入記文（願文）(5)幕府使者申詞并勅答は現存していない。現存しなかつた理由を考えてみると、(3)綸旨は『文覚四十五箇条起請文』一巻を再確認した文書であるが、『起請文』が現存しているため無用なものであつた。

(5)の勅答は記録であつて原本そのものではない。

(4)の願文は、原本が朝廷に提出されているのに、なぜ寺に現存しないのであろうか。将軍等の寿像寄進であり、寿像と共に現存するのが当然である。朝廷の裁判が終われば、(2)院庁下文の原本が返却されたように、願文も寺に返却されていたはずである。しかも、願文は直義の花押がある原本であるにもかかわらず寺に遺されていない。他の直義文書は神護寺に伝存する。願文は室町幕府の崩壊により、寺に遺してはいけない文書となり、それとともに、尊氏・直義像も神護寺にあつていけない肖像画となつてしまつたためであろう。

寺院経営から肖像画を考えると、元龜二年の時点で、

頼朝下知状と頼朝像、願文と尊氏・直義の寿像は神護寺

に現存していた。しかし、『略記』に書かれている、重盛像・光能像・業房像は供養料が無くなると共に、早い段階で破棄されていたと思われる。

宮島氏⁽²²⁾も指摘するように、神護寺が所蔵する文書・記録中に足利尊氏・直義寿像の史料はない。さらに、願文には足利尊氏・直義像の二幅しか書かれていないことを指摘している。

莊園史料から導かれる三画像の名称は、頼朝像が頼朝像、米倉氏の等持院藏木造等の比較検討により、重盛像が尊氏像、残りの光能像は史料がないが願文の直義像と思われる。神護寺は莊園制度が崩壊し供養料が無くなつても、後述するが、参詣者に寺宝として拝観させるために名称を替えて遺したと思われる。

三幅の画像には、画賛がなく人物名を特定できない。が、頼朝像には唯一、大英博物館に模本が所蔵されてい

五、大英博物館蔵『源頼朝像』贊

大英博物館所蔵の絹本着色『源頼朝像』一幅⁽²³⁾が紹介

され、画像の類似から神護寺の像の模本で、画風から南北朝時代頃の作という。画面に直に「源頼朝」の贊が書かれているところから、神護寺の像名が確定されたかにみえた。が、贊の本文を検討された上横手雅敬氏や黒田日出男氏は異なつた見解を出された。贊の文章は、

征夷大将軍源頼朝

養和辛丑年初翻白旗於蛭鳴

遂擊沈專橫平族壇浦、文治

丙午歲開幕府于鎌倉、以總六

十余州之兵權、而能口　口広

元政策守　天皇撫万民、

可謂發武門之光輝、尽武士

之本能也、讚曰

深沈大度喜怒不形、能清

口土謹護　朝廷、一天無事

四海安寧、口俊行實口德

長磬

と記す。この贊を上横手氏⁽²⁴⁾は、

この贊文の書体は鎌倉末のものともいわれるが(桜井「神護寺の諸像」六九頁)、内容にはかなり問題が

ある。頼朝の挙兵は養和元年(一一八一)ではなく、前年の治承四年(一一八〇)である。「文治丙午歳」は文治二年(一一八六)にあたる。前年の文治元年は平氏の滅亡、守護・地頭の設置など多事であつたが、翌二年には時期を画するような事件はない。あるいは「文治乙巳歳」とでもすべきであろうか。

これらの単純、幼稚な誤りだけではない。中世において頼朝はふつう「征夷大将軍」ではなく、「右大將」と呼ばれる。「開幕府」という表現や、守護・地頭の設置を鎌倉幕府の成立とする見方など、その史観は極めて新しく、漢文の調子も古態ではない。なお諸家の見解も承りたいが、全体としては明治以後に作られた文章という印象を受ける。

と、明治の文章と結論づけられた。黒田氏⁽²⁵⁾もほぼ同時期にこの贊文に検討を加え、

養和辛丑年(一一八一)、初翻白旗於蛭鳴

遂擊沈專橫平族壇浦、

文治丙午歲(一一八六)開幕府于鎌倉、

以總六十余州之兵權、

とあるが、実はこの干支は二つとも間違つてゐる。

前者の伊豆における頼朝の挙兵は、治承四庚子年（一

一八〇）八月のことであり、『吾妻鏡』や『平家物語』

諸本などどれを見てもそうなつていて、「養和辛丑年」

はその一年後の干支である。後者の「開幕府于鎌倉、

以總六十余州之兵權」は、文治元乙巳年（一一八五）

十一月の、頼朝の奏請による守護・地頭の勅許のこ

とを指していると思われるのだが、とすれば、これ

またその一年後の干支となつていて、つまり、干支

は二つとも一年あとにずれてしまつていてるのである。

と記述し、「大英博物館本源頼朝像の制作時期は、最も早

い想定でも一七世紀末期であり、一八世紀前後というの

が妥当であるという結論になる。」とされた。上横手氏が

明治時代の成立とすると、近代歴史学が導入されていた

ため、むしろこのような「単純、幼稚な誤り」をしない。

江戸時代でも、水戸家の大日本史が編纂されていた状況

を考えると、単なる干支と年表の間違ひは起こさないと

思える。

願文と贊の文章の間に共通点はないかと文章を比較す

ると、年号干支の形式が、

康永乙酉年（願文）

養和辛丑年（贊）

文治丙午歳（贊）

とあり、数字のない年号—干支—年の記述が一致する。

願文「康永乙酉年」の書き方は、あまり例を見ない形式である。そこで、年号・年数字・年・干支の書き方を、史料に則して形式を挙げると。

①干支（全時代使用）

②干支一年（全時代使用）

③数字一年（全時代使用）

④年号—数字（全時代使用）

⑤年号—干支（中世以降使用）

⑥年号—数字—干支（中世以降使用）

⑦年号—数字—年（全時代使用）

⑧年号—干支—年（後述）

⑨年号—数字—年—干支（全時代使用）

⑩年号—数字—干支—年（中世後期以降）

十通りの組み合わせができる。康永年間の一般的な書き方は⑦の「康永四年」である。干支が加わると、⑨の「康永四年乙酉」である。干支は二行割りの割注に記すか、また、干支を斜め二行割にすることも多くある。

⑩は太田晶二郎氏の研究⁽²⁶⁾によると、加藤唐九郎氏が作つた瀬戸焼を、永仁二年の作として重要文化財に指定され、後に解除された「永仁の壺」事件の例を挙げ、「永仁の壺」は刻銘「永仁二甲午年十一月日の干支の入れ所が致命傷であつた。」とし、明治四十五年発表の沼田頼輔「(埼玉原岩槻市) 弥勒寺鉢鍾考」(『考古学雑誌』第二巻第十二号)をもとに、沼田氏論文の「年号に干支を用ふる場合には、必、年次の下に干支を記すことが原則である。」「干支を年号と年次との間に入れることは、戦国時代の末より、徳川時代にはじまつたものである。」を引用して、

年号—数字—年（歳）—干支
の形式が古く（上代・中世）、
年号—数字—干支—年（歳など）
は新しい（近世）、といふのである。

とされ、『造像銘記』『古写経大観』『本邦古写経』等によつて「一覧表を作つたところ、『数字—干支—年』の確實な例は「天正五丁丑年」が最初となつた。」と記されてゐる。

筆者も『大日本仏教全書』の『寺社叢書』第三に翻刻

されている『興福寺官務牒疏』の本奥書が「嘉吉元年」とあるが、普賢寺由緒の引用史料は「天平十六甲申年勅願」と記す。他の多くの寺院の典拠史料も「年号—数字—干支—年」となつてゐるところから、近世から近代にかけて寺社の由緒書を作成した椿井文書⁽²⁷⁾の一つであると考証した。

①③④は書状に多く用いられている。③は『明月記』建保三年二月二十三日条に、祈年穀奉幣の諸社使の名前を書く形式に「折紙不書年号」の注記があり、折紙には年号を書かないとする。④全時代に用いられているが、中世の月日だけの書状の附年号に多く使用されている。

②の年号がない「干支—年」は、現在でも手紙や年賀状などで使われている。干支だけで人生六十年の一生の年代を示すことができた。また、⑤「年号—干支」や⑥「年号—数字—干支」で「年」を附けない用例が中世の墨蹟等に多く見られる。「没後五〇〇年特別展 雪舟」展に出品された、『画法卷』一巻⁽²⁸⁾に「大明正徳壬申八月十日」と雪舟に贈られた書写奥書がある。明國の年号、正徳七年（一五一二）とある。このような干支の書き方は中国の影響によるものであろう。

願文の場合は、数字が入っていない⑧の「年号—干支

—年」である。この例を、太田氏が検討した史料と『校

刊美術史料統編』⁽²⁹⁾に収録する『室町時代画譜集』、さら

に『書の国宝 墨蹟』⁽³⁰⁾を加えて画贊を検討すると、願

文と同じ例は『室町時代画譜集』に『雪舟授宗済山水図』

（国宝『紙本着色山水図』、東京国立博物館藏）の一例だけ

が見いだされた。その記述は、

明応^卯季春中漸 日

四明天童第一座老境七十六翁雪舟書（朱印「雪舟」

〔等揚〕

とある。この図は破墨で描かれた山水図で、『破墨山水図』と一般に言われている、明応乙卯季は明応四年（一四九五）で、「季」は「年」の正字である。この他に「年」に用いられている文字は、稔・禪（祀）・天・暦・歳・龍集等がある。龍集・稔・禪（祀）は禅宗の墨蹟（画譜等）に多く用いられる⁽³¹⁾。『破墨山水図』の他に『附与秋月雪舟自画像贊』⁽³²⁾が、

弘治丙辰歳再季春念八日

とある。干支を年数に当てはめると、「弘治二年（一五五六）閏三月十八日」となる。さらに、『校刊美術史料統編』

所収『雪舟年譜』の『杜子美団松永家藏贊』⁽³³⁾に、

明応戊午季穉默雲天隱龍澤

とあり、干支から明応七年（一四九八）の雪舟七十九歳の贊である。雪舟が中国明朝に留学したこともあり、『画法卷』と同じく中国の年号の書き方が影響していると思われる。

これらの文献以外を探すと、空谷明応墨蹟『悦堂偈』

一幅（相国寺藏）に、

応永癸未季冬書

とあり、応永四年（一四〇三）である。そうなると、願文は「年号—干支—年」の最古の例となる。また、室町時代の下限は、三条西実枝の講説を聴聞した細川幽斎が自ら書いた聞書（宮内庁書陵部桂宮本）の奥書⁽³⁵⁾に、

天正丙子歳小春吉辰

権大納言（花押）

とあり、天正丙子歳は四年（一五七六）である。近世に入つても用例があると思うが、膨大な史料から正確な下限を検出することが不可能である。ただ、この願文の記載がいかに特殊であるかの検証である。

この干支形式を用いる史料は、前述の通り室町時代に

六例ほどしかない。そうなると大英博物館本も南北朝時まで頃の模写の可能性が出てきて七例目になると思われる。ましてや、両方とも神護寺に関係した文章である。そこには何らかの関係を推測するのは自然であろう。そうなると、贊も願文と同じく直義像とするは必ずあるが、頼朝像としている。やはり頼朝像であったと確定できる。

上横手氏や黒田氏は、贊の歴史叙述が間違っていることを根拠に江戸時代以降の作とするが、現在のように頼朝時代の史料が悉皆調査され細密になつた状況と違い、史料の乏しい南北朝時代の文章の叙述においては一年の干支の相違を起こすこともあるだろう。

数字をもとにした西暦の入つてこない時代の年表は、干支表⁽³⁶⁾を用いているため、年代のずれが起きやすい。間違いだから時代を下げるのか、絵画制作の時代判定を重んじるのかの問題であろう。

六、『神護寺略記』と藤原隆信

頼朝像の作者は誰であろうか。南北朝時代の神護寺所蔵『神護寺略記』一巻（重要文化財、本巻は『神護寺略記』

料』⁽³⁷⁾に収録する。）に

一、仙洞院奉安置

後白院法皇御影一鋪、
又内大臣重盛卿、右大将頼朝卿、

参議右兵衛督光能卿、

左衛門佐業房朝臣影等在之、

右京権大夫隆信朝臣一筆奉図之者

とあり（図I）、藤原隆信の一筆とする。白畑よし氏は『肖像画』⁽³⁸⁾で

しかし実際の以上の肖像画（私注、頼朝・重盛・光能像）が、隆信在世のころと製作期が一致するものであることは定説で、疑いが持たれないのとともに、各自の顔つきの描写が実に卓絶していることである。と、隆信筆が定説と解説する。現在では、若杉準治氏は『似絵』⁽³⁹⁾の中で『略記』を取上げて、

これらの作者を隆信とすることの妥当性であるが、制作時期を隆信の在世時にまで遡らせることには無理があり、その点では伝承に否定的にならざるえない。と、否定した解釈をするのが美術史界の一般的であろう。

圖書須送五位下藤原朝長故行書

一食堂 同 来平寅錄卷十同之
文殊坐量三聖傳之

一仙洞院 奉蓋 復皇清淨教一鋪

又望下宮殿一至將移廟宇
大土門伏葉清朝歌木耳之
在京撫使隆信移下奉圓之者之

一國伽井一宇 大師令塔鑄之

隆信説はほとんど取上げられていないのが現状である。

『略記』は、いうまでもなく、寺の歴史を知る上に最も重要な史料である。ただし、編者は全く不明である。望月信成氏は『美術研究』第四十七号⁽⁴⁰⁾で『略記』を考察された。望月氏によると、本文中の最も新しい年記は

正和四年（一二一五）である。料紙は、前半を延元元年（一二三六）と後半を嘉暦四年（一二二九）の毎日一行詰めの具注暦の紙背を用いている。筆跡も十四紙目から後半の「一、灌頂院六口」の記事を境にして相違すると報告されて、南北朝時代の書写とする。

筆者の調査で『略記』一巻の入った桐箱底裏に「半井瑞翁寄進」の墨書きがある。「半井瑞翁」の人物を確定できなかつたが、「翁」が敬語だとすると、神護寺との関係から延宝四年（一六七六）に没した「瑞雪」が挙げられる。若井勲夫氏によると「医師の務めの傍ら、東福門院と京都所司代の板倉勝重の間を取り持つて、神護寺の復興に尽力した。」⁽⁴¹⁾といふ。この卷子の形態を調査すると、紙数二七紙、縦二九・六センチ全長一一五一・一センチ、一紙ほぼ四四センチ幅を用いている。

「一法花堂」と「一阿弥陀堂」の間が六・七センチの

空間（図II）があるが内容の記述はない。『神護寺資料』所載の翻刻では、「三行分空白」⁽⁴²⁾と注記する。このような空きは、この個所のみで、この空間に『神護寺資料』所収の『神護寺規模殊勝之條々』『神護寺最略記』等⁽⁴³⁾の記事を後から書き込もうとした。

また、後半の変わる前の十三紙目は、別筆の三八・七センチ幅の一紙を後から切継ぎしている。紙背の具注暦もつながらない。そうなると、筆跡は三筆となる。また、二十四紙目も三三・七センチで後半に切除痕が認められる。この形態は編纂過程を示しており、清書する前の中書書である。そうなると、生の史料が使われている可能性があり、清書本より史料性が高い。

具注暦は從来「こその暦」⁽⁴⁴⁾などと呼ばれ、去年の暦は用のないものの意味として使われてきた。しかし、神護寺の根本史料に、こその暦が使われるのは、単に紙の裏に書かれた意味だけであろうか。具注暦の使い方として『実躬卿記』（重要文化財、武田文華化財団蔵）は具注暦の罫線を下敷き代わりに使われた清書本⁽⁴⁵⁾である。『略記』は修理で間批きされて間紙が入れられているために、具注暦の罫線は見えない。最も注目されるのは、近衛家

丙辰三月廿九日

東坡集

一
性
花
嘗

一
阿
修
陀
堂

卷之三

卷之三

卷之二十一

金匱要略

新編
卷之二

大易傳三

一巖窯臺

奉上書不動明正
大師經行憲第

の御文庫である陽明文庫に伝存している『近衛家荘園目

淨覺上人弁

録』一巻（重要文化財）である。この目録は、元徳元年

（一三二九）具注暦の裏を用い、書写奥書は「享徳三年九月十四日以旧本令写之了」とあり、享徳三年（一四五四）に書写したことが知られる。近衛家領の根本目録が

こぞの暦に書かれているのは、いらぬ紙に単に書いたわけではない。それは、証拠性を担保するために用いられたと思われる。さらに、鎌倉時代の具注暦は摺本ではなく、曆博士等に注文したり、書写したりしたもので、高位の貴族は別にして、多くは各家に一巻しか置けない状況にあり、貴重なものであった。それだけに、『略記』も後世に伝えようと具注暦に書かれているところから、本文の信憑性が高いと思われる。

筆者が隆信筆とする根拠は、隆信が後白河法皇等を「一筆奉団之者也」と記していることである。この「一筆」は像全体を描いたものと解釈されているが、同史料の文覚上人真影（図II）に、

仁安后位之時、平野行啓、并去年院号之後、日吉御幸等被団之、各供奉大臣已下、併被写団其面貌、馬權頭隆信依堪其道団之、是人面許也、絵師光長云々、又院御所高野詣云々、是同被写人形像也、珍重無極云々、

と記す。最勝光院障子絵の全体は絵師の常盤光長が担当し、顔は隆信が描いたと記述している。この記事は、赤松俊秀氏⁽⁴⁷⁾の「似絵」以来、呪詛の対象である肖像画を

とあり、「隆信筆」と記すだけである。

この「一筆」の記載は『略記』以降の記録では、『神護寺最略記』仙洞院に「已上右京権大夫隆信筆」、『神護寺規模殊勝之條』仙洞院に「左京権大夫隆信朝臣奉団之」と略述するのみである。『略記』の「一筆」史料の確実性が認められる。

『略記』がわざわざ「一筆」と注記したのは、全体を描いた文覚上人真影ではなく「ひと筆を加える」の意味である。そうなると、どの部分を加えたのであろうか。

九条兼実の日記『玉葉』⁽⁴⁶⁾承安二年（一一七三年）九月九日条によると

一、阿弥陀堂 文覚上人真影一鋪、右京権大夫隆信筆、淨覺上人真影一鋪、金剛定院御室御筆、
阿弥陀供僧六口文覚上人弁、大日供億三口、

忌避する意識があつたことを示す史料として知られている。この史料から『略記』の隆信の一筆は顔のみを描いたという解釈ができる。

実際に頬朝像をガラスケース越しでなく、直に実見すると、顔から受ける迫力に圧倒された。首は据えたようになり不安定であるとの説がある。それは、当初から顔だけを描くために用意されていたらである（図III）。肖像画の最高峰の作品だけに、美術史上に比較する作品はない。筆者は感動し、隆信が顔に一筆を加えたことを確信できた。

顔だけを後から書くことは、建久三・四年（一一九二・三）に書写された『目無経』に見出せる。この経は後白河院により絵巻制作が行われていたが、院が建久三年三月に崩御したために中止された。この画稿を法皇の菩提提供養のために経の料紙に転用された。下絵は貴族の生活が墨だけで描かれている。人物を見ると、庶民は目鼻立ちが描かれているが、貴族は顔の輪郭だけである。そこから経の名称が付けられている。そのほかに、鎌倉時代中期の冷泉家時雨亭文庫蔵重要文化財『順集白描表紙本』一帖⁽⁴⁸⁾がある。それぞれ墨絵で、帖の後表紙は僧侶

と稚児が目鼻口共に描かれているが、前表紙は女房一人が顔の輪郭だけで目鼻口はない。『玉葉』の記述のように、後から面相を描く遺品である。

『略記』に記される、神護寺に所蔵する『文覚上人像』や『後白河上皇像』があるが、『頬朝像』と比較すると、別な作品と思われる。伝来過程からすると、供養が多く行われることにより、絵の破損がはげしくなり、修理や新調したのである。隆信筆の画像か否かは美術史家に任せたい。

隆信は後白河法皇・重盛卿・頬朝・光能・業房の御影の顔だけを描いた。『玉葉』に「馬権頭隆信依堪其道図」、是人面許也」とあり、容貌ばかりを描いたのは、隆信は「馬権頭」の官位を持つていたためであった。絵師と違い、貴族である。父は長門守藤原為経で、母は親忠女で美福門院加賀と呼ばれ、後に藤原俊成と再婚した。定家とは異父弟になる。極官は正四位下で左京権大夫であり、歌人であった。忌避の対象であつた高位高官の肖像画を描く時に、位を持つた貴族が描くことになつたと思われる。大嘗祭などの儀式の時に天皇に束帶などを着せる際は、貴族が担当したのと同じ考え方である。

貴族は政治の担当者である。絵画の専門家でもない隆信は似絵の祖という。似絵はどんな技法を用いていたのであるうか。

七、似絵と双鈎填墨

隆信の絵画について、『日本美術事典』⁽⁴⁹⁾「似絵」の解説によると、

鎌倉時代から南北朝時代にかけて流行した肖像画の一種。「三世紀から一五世紀にかけて確認される「似絵」の用語例を見ると、尊崇や礼拝のための理想化の加えられた肖像画とは異なる写生画的・記録画的肖像画で、主眼はもっぱら対象とする人物に似せることについたと思われる。したがつて神護寺の『源頼朝像』『平重盛像』などは似絵と呼ばれない。(以下略、米倉廸夫)

と解説する。また、『玉葉』の記事の隆信が障子絵の顔だけを手がけたことを挙げ、「この作例は同時に次への道を開く似絵の先駆的作品として位置付けることができる。隆信の子藤原信実に至り似絵は新しいジャンルとして確

立し」、さらに「豪信や為經に至まで、次々と似絵画家を生んだ」とする。似絵の家柄ができたという。

宮次男氏⁽⁵⁰⁾も『日本史大辞典』の「似絵」で「尊崇・礼拝の対象として描かれた画像は影（えい）または御影（みえい）と呼んで似絵とはいわない。」と米倉氏と同じ見解である。若杉氏は『日本の美術・似絵』で頼朝像を代表作品に挙げている。定家の日記『明月記』天福元年（一二二三）三月二十日条⁽⁵¹⁾に、

又蜻蛉日記十所許撰出、同送金語許、紫日記、更級日記中宮大夫等進く、自承明門院、其外蜻蛉所残歟、仍令書出之、
近日此画図又世間之經營歟、更級墨画隆信朝臣娘右京大夫尼、書之、殷富門院号姫宮之人被書詞云々、
為能書云々、源氏絵詞内府被書、一昨日二三巻書出
被送、手跡尤宜歟、

とあり、隆信娘の尼は『更級日記』の絵を墨画で描いた。『隨身庭騎絵卷』等の似絵の作品は墨絵が中心である。中世貴族の職種による家柄の成立を概観すると、西園寺家の琵琶、高倉・山科家の装束、二条家・冷泉家の和歌等があり、宮室のための専門職の家柄となる。書道は藤原行成を祖とする世尊寺流で、隆信と同時代に行能が

活躍している。隆信の家柄は、彩色を加える専門の絵師がいる中で、墨絵が中心となる似絵である。

宮氏は、似絵の技法を「その表現法は、着衣は類型的で個人的特色は示されないが、画面は目・鼻・口などを細かい淡墨を幾重にも引き重ねて描くところに技術的な特色がある。」と記す。この特色は、賴朝像の顔の表現と一致する。官僚組織の一員である隆信は文書行政に携わり、書は日常的である。書法から生まれる画法は、双鉤填墨によるものであろう。

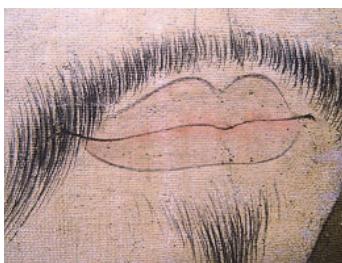
鉤填填墨には影写と臨模がある。影写の説明を『書道基本用語詞典』⁽⁵²⁾は、

双鉤廊填、鉤填ともいう。硬黄紙（透明もしくは反透明な紙）で、原跡の上を覆い、面相のような筆で点画の周りを細大もらさず囲み取る。これが双鉤（わが国では俗に籠字という）である。そのなかを潤渴・濃淡に至るまで忠実に墨を填める、これを填墨といふ。この方法がもつとも発達したのは、唐代で（唐模本とよばれる）、唐太宗の王羲之崇尚によつて多くの模本が作製され、趙模・韓道政・馮承素・諸葛貞といった塙書人が活躍した。とりわけ著名なものに、

わが国の〈喪乱帖〉〈孔侍中帖〉などがあげられる。清の周嘉胄等『装潢志』（一巻）がある。（大橋修一）とする。原本の上にトレーシングペーパーのような透明な紙を置いて下の原本をなぞる例は、平安時代に仏画を写す際、油紙を用いて影写する事例もある。

王羲之の双鉤填墨の遺品は、紙面に縦に均等な押界（空界）の引いた縦簾紙に書かれているものが多い。縦簾紙に書くのは、縦の押界を目あす（スケール）にして模写する技術である。料紙の用い方は、日本画の模写をする方法によく似ていると思われる。その方法は「上げ写し」と「臨写（臨模）」がある。「上げ写し」は原画の上に、にじみ止めをした和紙を重ね、その紙を持ち上げ、巻き下しを重ねて目に映る像を覚えて、上の紙に書き写す技法である。「臨写」は横に原画を置いて見ながら写す技法である。これらの方法は、単なるなぞりでなく、書写者の力量が模写に原本と同じ迫力を生み出すと。この臨写の技法を習得していった隆信は似絵に応用したと思われる。縦簾紙を用いた王羲之の双鉤填墨の書『喪乱帖』（宮内庁三の丸尚藏館保管）を調査した伊藤卓治氏は、『光学的方法による古美術品の研究』（「3書蹟」）二一五頁⁽⁵³⁾に

図三 源頼朝像（筆者撮影）



図IV 『喪乱帖』「故」の部分、髭等の描写比較（『美術研究』
伊藤卓治引用）



『喪乱帖』部分の顕微鏡写真（二〇倍）を挙げて、

総体に細い線の集まりで、並行的に秩序を取り、埋まられている。所謂墨線のようなどぶんとした塗抹ではないことである。そして非常な細心の注意で、輪郭にかすれた筆を示す為には僅かに点線を連ねたり、また鋭いはねを示す為には、實に含みのある驚嘆すべき筆触のある線を集めていることは、Aのb（私注、『喪乱帖』のb「故」の部分、図版IV）を見ればよくわかるような具合である。このような線を引くことの出来る名手が双鉤すればこそこのように生氣があつて、真蹟に近づく双鉤本としての名品が得られるのであろう。

と、考察を記述する。

頼朝像の顔の描線、特に髭と顕微鏡写真を比較すると、筆運が同じ技法と思われる。また、わずかに点線や短線を連ねたり、驚嘆すべき筆触の線を集めたりしているのと同じく、頼朝の鼻の線は一気に描かれることなく、少しづつ丁寧に点線や短線で描かれている。一気に描く絵師の技法ではない。眉毛・鬚の線も筆触の線を集めていふ。ほぼ顔の線は双鉤填墨を想起する。

そうなると、当時の貴族は双鉤填墨をはじめとする書の専門家であつたといえる。そこから生まれる技法は墨絵を基本とする似絵である。頬朝像の筆者に藤原隆信の名が浮上してくる。

八、頬朝像と尊氏像・直義像

——供養から文化財へ——

頬朝・重盛・光能像、または尊氏・直義・義詮が一組ならば、同一の場所に安置され、画像の経年変化もほぼ同じはずである。三幅を比べてみても、頬朝像と重盛・光能像は保存状態が相違する。修理報告書では別々に状態が違うことを記述する。

昭和五十四年に三画像を岡墨光堂が修理した報告書(54)の第二章「二 損傷状態の比較」(図V)によると、

頬朝像と重盛像とは、下辺に大きな料綱の損失がある。頬朝像では、上畠の右半分を残して広い面積で欠損している。重盛像にいたつては、上畠及び足先共に全て欠損している。

重盛像の全体にかなり特徴的な傷が見られる。こ

れは約十一cm間隔に点状の料綱の欠損が、水平方向に見られることである。この事実から容易に推察されることは、この一幅のみが、ある時期において下方より折り畳まれていたということである。顔部の左頬から鼻へかけての大きな欠失、冠下端の損傷等は、この折り畳まれたことに起因すると考えられる。

頬朝像、重盛像の二幅に比べて、光能像では抱全体が極端に痛んでいる。原因是顔料等の材料的な相異があげられるが、実証はされていない。他の像の抱と比べると、絵具層が厚くX線の透過度も弱い。と記述する。三画像の破損状態の差が見られるのは、別々の伝来を物語っている。

頬朝像は、下辺の上畠が広い面積で欠損している。が、他の二画像と比較すると、ほぼ当初を伝え、明らかに單独で安置されていたと思われる。

重盛像は、折り畳まれていた時期があり、保存状態は他と全く相違していたと記述する。その状態は、破損が進み、一時期、掛幅装を解体して、まくりの状態になつていた時期があつたと記す。光能像は、他の画像と比べて抱全体の傷みが激しい原因を「絵具層が厚くX線の透

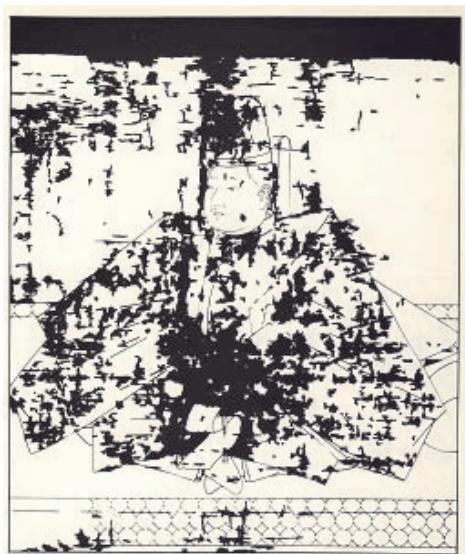
図V 「新旧補綉見取図」(『修理報告書』)

新補綉(今回の修理において本料綿欠失部分及び旧補

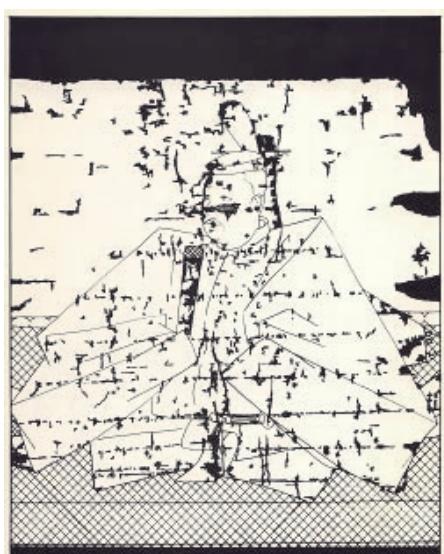
綱を除去した部分に新らたに補綉をした箇所)
旧補綉(今回の修理において除去しなかつた箇所)



黒朝像



光能像



重盛像

過度も弱い。」と分析する。技法・伝来等でも頼朝像が獨立していったことが修理報告書でも明らかである。重盛・光能像は、痛みも相違するが絵具が違うとなると、工房が違うところで制作された寿像と思われる。

破損が相違するのは安置した場所も相違していたためであろう。黒田氏は安置場所⁽⁵⁵⁾について、

いつたい、神護寺のどの堂に安置されたのかである。

尊氏が八幡大菩薩像の「化現」であり、直義が聖徳太子・弘法大師の「化現」として意識されたうえで神護寺に奉納・安置されたのであるから、一番可能性が高いのは御影堂であろう。しかし、それを物語る史料があるわけではない。

とあり、御影堂に充てるが史料がないという。神護寺蔵『神護寺最略記』⁽⁵⁶⁾によると、

●塔 武家足利上総介義兼寄進

とあり、足利義兼が寄進した塔があつた。義兼は頼朝に随つていた御家人で、足利家の二代目の当主で、尊氏の先祖にあたる。「化現」説はともかくとして、黒田氏は達磨大師の墓の上に塔が造られて、達磨大師と聖徳太子像が安置されていたと説明⁽⁵⁷⁾する。そうなると、直義らの

寿像は、先祖の建立した塔内に安置されていたと思われる。塔は五重塔ではなく、面積が広い多宝塔であろう。

神護寺所蔵に寛喜二年（一二三〇）の銘がある重要文化財『紙本墨書き神護寺絵図』一幅があり、画中に下層五間の多宝塔の大塔が描かれている。二幅を掛けるのに十分な空間である。また、『神護寺規模殊勝之條』⁽⁵⁸⁾の「法花堂」の中に、

金銅一重小塔一基、中央安置胎藏大日、上総介源朝臣
義兼号足利寄進之

とある。この小塔を『神護寺最略記』が拡大解釈したとすれば、法華堂に尊氏・直義像は安置されたと思われる。いずれにせよ、頼朝像と破損状態が相違する大きな原因是、安置場所が異なつていたためである。

次に、尊氏像・直義像とするならば、頼朝と同じ装束にした意味は奈辺にあつたろう。近藤好和氏は有職故実から束帶の画像を検討された。頼朝・重盛・光能とすると武官の毛抜き太刀を佩いている等から矛盾がない。直義には矛盾がないが、尊氏は左兵衛督の武官であつたが「直義の願文の時代から十年も遡らせた官職の装束で画像を描くことは不自然である。」⁽⁵⁹⁾と結論付けられた。し

かし、尊氏の征夷大将軍は令外の官であるとも言われて
いる。令外の官とすると、文官・武官に分けられないな
らば、武官の装束で描かれた可能性も残される。

寿像寄進の際、頼朝像に向き合う姿勢で、同じ装束で
描かせたのは、頼朝が創設した正統な鎌倉幕府を引き継
いだのは北条氏の幕府でなく、尊氏や直義である、との
意思が寿像寄進に込められたと思われる。尊氏や直義に
は、頼朝の莊園と画像、先祖義兼の多宝塔か小塔に重ね
合わされた、源氏ゆかりの神護寺の思があつただろう。

論述してきたように、頼朝像の十二世紀、尊氏・直義
像の十四世紀から現代まで、八百年、六百年を経てきて
いる。その間には、散逸したり、模写されたり、名称が
変わつたり、修理の過程で表具が統一されたりする。永
い伝来から見れば、一幅一幅の伝来は違う方が自然であ
る。

この三画像は歴史上の人物で寺の信者の代表者として
遺され、文化財として寺宝となつたと思われる。
さらに、頼朝像は神護寺ばかりでなく、他所にもあり、
見物している記録がある。それは、『中御門宣秀記』享禄
四年（一五三二）三月十六日条⁽⁶⁰⁾に、

雨度々、於谷行水如例、等持寺僧勧時食、朝飯以後
即帰洛、自法輪寺橋帰也、又於寿命院有一盞并茶也、

安井ト云所ニ頼朝影有之、初見之、

とある。嵐山の法輪寺橋（現在の渡月橋）近く、現在の京
都市右京区太秦安井に頼朝像を所有する寺院があつた。
参詣の大衆化とともに各寺院へ拝観者が多く訪れ、寺宝
を見せるようになった史料である。

室町時代後期になると、中世の莊園制度の崩壊や室町
幕府の衰退により、寺院の参詣が大衆化して盛んになつ
ていた。供養料が無くなると寺宝として拝観させる。例
えば、庶民の紅葉狩りを題にした『高尾觀楓図屏風』（国
宝、東京国立博物館蔵）などが製作されたことからも伺
める。

江戸時代になると、徳川家康は源氏姓であり、幕府を

鎌倉幕府に倣つていたこともあり、頼朝を尊重していたために、神護寺では像名を変える必要がなかつた。

光能像は、松平定信が編纂させた『集古十種』肖像画

部に「桜町 藤原成範卿像」とあり、江戸時代の明暦二年（一六五六）六月に奉行に提出した『神護寺靈宝目録』

（慶應大学図書館蔵）⁽⁶¹⁾にも「一桜町中納言御影一幅」

とある。これ以降にさらに、尊氏・直義の寿像を『神護寺縁起略記』等の記録にもとづき名称を重盛・光能に改め、「願文」は破棄されて三幅対にしたと思われる。

役割を終えた肖像画は、破棄すべきか遺すべきかの選択がなされる。遺されたものは、寺院が宗教的に祀れるものか、または文化財として歴史的・美術的な価値が判断された。いわゆる寺宝として、信仰の対象や文化財として拝観されることになる。

長い伝来の過程では散逸収集が行われる。例えば、源氏物語五十四帖で当初から揃で伝存した古写本はほとんどない。何冊かが失われ、後から補填する取合本である。この三画像も長い時代、伝えられて來きた取合である。

まとめ

神護寺の頼朝像等を通して、中世肖像画の史料検討と伝来目的を中心に論述してきた。まとめると、

I 願文と莊園

一、中世肖像画の多くは永代供養を願つて、供養料の莊園とともに寄進された。

一、願文は、元亀二年に源頼朝が寄進した寺領丹波国吉富荘内池上院等が違乱したために、神護寺が朝廷へ提出した訴訟文書の一つである。

一、莊園が消滅すると、関係文書と共に肖像画も破棄される。供養料もなくなつた重盛像・光能像・業房像である。

一、大英博物館蔵『神護寺像』の贊と願文の「年号一千支一年」は同一形式である。そうなると、江戸時代以降の記述といわれる大英博物館本も、南北朝時代頃となり、頼朝像の証拠となる。

一、願文の画像が遺されていた。神護寺の三幅は、

1、源 頼朝像（寺伝）—足利直義像（米倉説）—源

頼朝像（私説）

2、平重盛像（寺伝）—足利尊氏像（米倉説）—足

利尊氏像（私説）

3、藤原光能像（寺伝）—足利義詮像（米倉説）—足

利直義像（私説）

となる。

一、莊園制度が崩壊した以降も画像が遺されたのは、庶民信仰が流行した室町時代後期以降、参詣者に対しても寺史や有名な外護者を示すために、画像は寺宝（文化財）として遺された。

II 画像の技法

一、「神護寺略記」に文覚上人像は藤原隆信筆とするが、頼朝像等は隆信の「一筆」と記載されている。そうなると「一筆を加えた」意味となる。

一、一筆を加えた箇所は、『玉葉』に見えるように、隆信が頼朝像等の顔だけを描いた。

一、顔だけを描いたのは、位のある貴族の資格が考慮されたと思われる。

一、その描法は、頼朝の鼻の書き方は点線や短線で描かれていて、一気に描く絵画の技法と相違する。

一、点線や短線による描き方は、臨模する双鉤填墨の書

法と同じである。

一、書を重んじる貴族の隆信は会得していた双鉤顛墨の技法により似絵を生み、顔のみを描いたと思われる。

III 尊氏像と直義像

一、直義は兄の寿像と共に阿含經一巻を寺に寄進した。

鎌倉幕府開祖頼朝に倣つて、正当な幕府を引継ぐ室町幕府の意味を含めて、頼朝像と相対する画像を作製した。

一、画像の損傷状態が頼朝像と重盛（尊氏）・光能（直義）像が相違する。それは、安置場所が異なっていたからである。頼朝像は仙洞院、尊氏・直義像は祖先の二代目義兼が建立した多宝塔か小塔のある法花堂であろう。

一、頼朝像は、孫の実朝で血脉が終わり、ほとんど供養が行われなかつたために、保存が良好と思われる。

一、尊氏・直義像は供養が盛んに行われたために破損が著しいと思われる。

以上となる。

神護寺の三画像に名前が銘記されていなければ、米倉

氏・黒田氏をはじめ筆者に至るまで、画像名指定は仮説に過ぎない。

古代中世の画像は、名称の真実と、歴史の事実の両面を持つている。名称指定を探求するあまり、歴史の事実を消してはいけない。

近藤氏の有職からの視点による考察で、寺伝の通りでよいとの論考がなされている。故実的に間違つていなければ、寺伝の通り歴史画として「伝」を附けることなく『源頼朝像』『平重盛像』『藤原光能像』と明記すべきであろう。伝えられてきた歴史事実を大切にしたい。

【注】

- (1) 米倉迪夫『源頼朝像—沈黙の肖像画』一四七～一四九頁
(平凡社ライブラリー五七七、平成十八年六刊、平凡社。
旧版平成七年三月刊)。
- (2) 『冷泉家の至宝展』図録一八〇頁、NHKプロモーション
ン、平成九年刊。
- (3) 同右注一七六頁。
- (4) 同右注一七七頁。
- (5) 『為広詠草集』解題三七頁。(冷泉家時雨亭叢書11、朝日新聞社、平成六年四月刊)。

- (6) 『中院通茂日記』貞享元年(一六八四)十二月三十日条「打
它十右衛門定家像持參、仍獻之」と記す(冷泉家時雨亭
叢書月報57、小倉嘉夫「冷泉家の書写(二)」七頁、
朝日新聞社、平成十五年八月刊)。打宅は、名を光軌、
中院通茂の歌の門人であつた。通茂を通して定家像を献
上し、天皇から宸筆の懐紙を賜つた(相馬市史資料集特
別篇十五『衆臣家譜』卷十五、一一五頁、相馬市、平成
二十三年二月刊)。
- (7) 『細川の至宝』図録、NHKプロモーション、平成二十
三年刊。
- (8) 浅利尚民「池田継政の肖像画制作と祖先顕彰」『本郷』
第一〇七号(一九九二〇頁)(吉川弘文館、平成二十五年九
月刊)。
- (9) 注(1)二九頁。
- (10) 末柄豊校訂『京都御所東山御文庫所蔵地下文書』(史料
纂集古文書集、平成二十一年七月刊、八木書店)
- (11) 末柄豊校訂『京都御所東山御文庫所蔵延暦寺文書』(史
料纂集古文書集、平成二十四年五月刊、八木書店)
- (12) 注(10)二一六～二一七頁。
- (13) 同右注二五〇頁。
- (14) 宮内庁書陵部、マイクロフィルム「勅五〇一甲一五」。
ファイルムによると、「勅封五〇甲四、五」と表題がある

帙に納められている。

(15) マイクロフィルム番号。東山御文庫所蔵史料六一七〇・六七一六六一六七五〇甲一二七（諸寺文書）。

(16) 藤原重雄「京都御所東山御文庫収録藏「神護寺文書」短報」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第六四号二〇頁（二〇一四年一月刊）。

(17) 『国史大辞典』第十四卷四二三頁（吉川弘文館、平成五年四月刊）。

(18) 上島亨「池上院と神護寺・丹波国府」『郷土誌八木』第一〇号、八木史談会、平成十二年三月刊。

(19) 『史林』第二十六卷第二号三四〇～三四一頁。神護寺所蔵文書は、記録類を除いて田井啓吾氏が「神護寺文書について」「資料神護寺文書（一）」『史林』第二十五卷第一号、史学研究会、昭和十五年一月刊）～「資料神護寺文書（七・完）」『史林』第二十六卷第三号、史学研究会、昭和十六年三月刊）二七四通を翻刻された。

(20) 黒田日出男「国宝神護寺三尊とは何か」三三八頁（角川学芸出版、平成二十四年六月刊）。

(21) 『大日本史料』第六篇九、八九六～七頁。

(22) 『肖像画の視線』八頁、吉川弘文館、平成二十二年三月刊。

(23) 『秘蔵日本美術大鑑一 大英博物館I』（講談社、平成四

年五月刊）。五十四回版。解説「（前略）また画絹が縦横同じ太さの絹糸で目の詰んだ平絹に近く、背景を群青で塗り込めているのは鎌倉時代には例を見ない。贊頌の書体が青蓮院流に近いところもあって、画像の制作時期も南北朝頃といえるが、もう少し下がるかもしれない。い

ずれにしても本図は、神護寺本伝源頼朝像が南北朝以降に源頼朝像と見られていたことを証する一本として重要な視される。（有賀祥隆）」二五〇頁。

(24) 上横手雅敬「源頼朝像をめぐつて」『龍谷史壇』第一〇六号五頁（龍谷大学史学会、平成八年三月刊）。

(25) 黒田日出男「大英博物館本「源頼朝像」の制作時期について」（『日本の美学』第二四号三、平成十年九月刊）。

(26) 太田晶二郎「重要文化財 嘉禎本十七条憲法は偽物である」『太田晶二郎著作集』第二冊二六七～二七〇頁（吉川弘文館、平成三年刊）。

(27) 押稿「基近衛家基通公墓と觀音寺藏絵図との関連について―『興福寺官務牒疏』の検討―」『中世史料学叢論』所収、思文閣出版、平成二十一年三月刊）。

(28) 『雪舟』展図錄六六頁（毎日新聞社、平成十四年三月刊）。

(29) 『校刊美術史料統篇』第二卷（校刊美術史料統篇刊行会、昭和六十一年九月刊）。

(30) 『書の国宝 墨蹟』（読売新聞大阪本社、平成十八年四月

刊)。

(31) 拙稿「年の種類と意味」(『加能史料』会報第二十五号、石川県、平成二十六年三月刊)。

(32) 『校刊美術史料統篇』第三卷二〇頁(校刊美術史料統篇刊行会、昭和六十年九月刊)。

同右注一七八頁。

(33) 『金閣・銀閣名宝展』図録三四頁(読売新聞大阪本社、平成三年刊)。

片桐洋一『中世古今集注釈解題』(四)二三七頁(赤尾照文堂、昭和五十九年六月刊)。

(35) 拙稿「暦年数換算法と藤原定家」(『中世史料学叢論』思文閣出版、平成二十一年三月刊)。

文閣出版、平成二十二年三月刊)。

(37) 『校刊美術史料』寺院篇 中巻 中央公論美術出版、昭和五十年三月刊。

白畑よし『日本の美術』第一二号三七頁、至文堂、昭和四十一年十二月刊。

(38) 若杉準治『日本の美術』第四六九号二二頁、至文堂、平成十七年六月刊。

望月信成『嘉禄二年神護寺諸堂記について』『美術研究』第四十七号、岩波書店、昭和四十年十一月刊。

若井勲夫『神護寺藏「和氣氏三幅対」の成立と訓釈』『京都産業大学論集 人文科学系列』第四六号、平成二十五

年三月刊。四〇七頁

注(37)二七一頁。

同右注所収。

(44) 桃裕行「去年(こぞ)の暦」『桃裕行著作集』第八巻、思文閣出版、平成二年十一月刊。

(45) 拙稿『文書・写本の作り方』四二頁(『日本の美術』第

五〇五号、至文堂、平成二十年六月刊)。

(46) 図書寮叢刊九条家本『玉葉二』明治書院、平成七年三月刊。

(47) 赤松俊秀「鎌倉文化」『岩波講座 日本歴史 中世(1)』岩波書店、昭和三十七年十二月刊。

(48) 冷泉家時雨亭叢書第21巻所収、朝日新聞社、平成十三年二月刊。

平凡社、昭和六十二年五月刊。

吉川弘文館、平成元年九月刊。

(50) (49) (49) 平凡社、昭和六十二年五月刊。

吉川弘文館、平成元年九月刊。

(51) (50) (49) 『明月記五』影印本(冷泉家時雨亭叢書60、朝日新聞社、文館昭和三十年刊)。

『書道基本用語辞典』、中教出版社、平成三年十月刊。

(53) (52) 『光学の方法による古美術品の研究』二一五頁、吉川弘

修理報告書』岡岩太郎発行、昭和五十八年五月刊。

『国宝伝源頼朝像 国宝伝平重盛像 国宝伝藤原光能像

(55) (56) (57) (58) (59) (60) 注(20)三三八頁。

注(37)二八一頁。

注(20)二七五頁。

注(37)。

近藤好和「『次將装束抄』と源頼朝像」『明月記研究』二号一七一页（『明月記』研究会、平成九年十一月刊）。

(60) 国立公文書館所蔵。架号番号「内閣文庫一六三一三四」一冊。この史料は東京大学史料編纂所尾上陽介氏の御示教による。

(20) 注(20)一〇八〇一一二頁。

【附記】

本書は、米倉氏の著書を読み、尊氏・直義寿像以外の一
幅を史料のない義詮に比定するのに疑問を持ったところから始まつた。東山御文庫の神護寺文書を検討すると、一幅は頼朝像であると理解できた。

別稿に譲るが、米倉氏が例示した夢窓疎石像より、嵯峨天皇像（御物・大覚寺蔵）の方がより類似していると思われる。また、頼朝が建久元年（一一九〇）以後白河法皇の要請で上洛した折、隆信はその姿を近くで見ていたはずである。御影制作にあたり、粉本を参照しながら実際の姿と重ね合わせて描いたと思われる。

発表に当たり、神護寺御住職谷内弘照氏をはじめ、川瀬由照氏、岡岩太郎氏に重ねて御礼を申し上げる。